

## 「今後の土壌汚染対策の在り方について（案）」に対する 意見の概要及び意見に対する考え方について

### 第1 はじめに

意見の概要	意見に対する考え方
なし	

### 第2 現状と課題

意見の概要	意見に対する考え方
1. 「掘削除去」が多い理由についてどのように考えているのか、根拠も含めて示すべきである。（1件）	掘削除去が選択されることが多い実態をデータをもとに記載しています。
2. 条例等で義務付けているものとして、土地掘削者、土地改変者（開発事業の施主）または、有害物質取扱事業者が多くみられている。（案）では、「土地所有者等」と記載されている。土地掘削者または有害物質取扱事業者が土地所有者とは限らない事例もあると思われる。条例の主旨に則り、「土地所有者」の表記は改められたい。（1件）	「所有者等」とは、現行の法第3条第1項にあるとおり、所有者、管理者又は占有者を想定しています。

### 第3 今後の土壤汚染対策の在り方について

#### 1 調査の契機について

##### (1) 自主的な調査について

意見の概要	意見に対する考え方
1. 自主的な調査の結果、土壤汚染が判明した場合に報告義務を課すと、自主的な調査をしなくなると考えられるので、報告を義務付けるべきではない。(9件)	土壤汚染の状況を的確に把握するため、自主的な調査結果について、有効活用を図るべきという考え方です。自主的な調査の方法には、法で求められている要件を満たしている場合や、それ以外の場合など様々であることから、自主調査の良さを損なうことのないようにするとともに、行政が効果的に活用できるよう、法制化に当たって慎重に検討されるものと承知しています。 また、指定基準を超える汚染土壤が存在することが多くの人に分かるようにし、取り扱いを気をつけるため区域に指定し、いわば土地に目印を付けることが必要と考えます。
2. 自主的な調査結果の報告は、自主的な調査の取り組みを阻害するおそれがある。(9件)	
3. 自主的な調査の結果、土壤汚染が判明した場合等に指定区域に指定することについては、土地所有者等の自主性を尊重すべきであると考えため、反対である。(7件)	
4. 自主的な調査の意欲を阻害しないよう、調査結果を報告した者に対してインセンティブを与えるなど、過度な負担とならないための配慮が必要である。(7件)	
5. 自主的な調査の結果、土壤汚染が判明した場合に都道府県知事等に報告することを義務付けるべきである。(2件)	
6. 自主的な調査結果を報告しなかった者に対する罰則は設けるべきではない。(1件)	罰則に関しては、法制化の過程で検討されるものと承知しております。
7. 都道府県知事等に報告するとあるが、報告する主体を明確にすべきである。(3件)	法制化の過程で適切に検討されるものと承知しております。
8. 自主的な調査結果の報告義務付けにより、自治体の業務が増加し、支障が生じるおそれがある。(3件)	土壤汚染の状況の把握は自治体の重要な業務と考えます。

意見の概要	意見に対する考え方
9. 自主的な調査結果は、汚染がない場合についても報告を義務付け、その情報を公開すべきである。(8件)	人の健康被害を防ぐという土壤汚染対策法の目的に照らして、土壤汚染状況調査の結果、汚染がない場合については、必ずしも報告を義務づける必要はないと考えておりますが、自主報告された汚染がないとの情報は、行政において活用すべきと考え、第3の2(3)で提言しております。
10. 自主的な調査結果の報告は、土壤汚染が判明した場合に限るものとする。(1件)	ご指摘のとおりと考えます。
11. 自主的な調査結果の報告の範囲及びその取り扱いについて、明確にすべきである。(37件)	法制化にあたって明確化されるべきものと承知しております。なお、報告された調査結果を行政が的確に活用するためには、ある程度まとまった一つの調査が終わって、きちんとした報告書ができた段階で報告してもらいたいと望ましいと考えておりますが、慎重に検討がなされるものと考えます。
12. 自主的な調査については地下水汚染が判明した場合の報告についても扱いを明確にすべきである。(3件)	自主的に報告してもらえれば、その情報を活用すべきと考えますが、法制化の過程で明確化されるものと承知しております。また、報告のあった地下水汚染については、引き続き水質濁防止法に基づき、継続的なモニタリング等の実施を含め、適切に対処されるものと承知しております。
13. 自主的な調査結果の報告の際は、自治体における周辺調査を必ず行うように明確にして制度化すべきである。(7件)	法第4条の発動要件になることから、自主的な調査により汚染が発覚した場合は、健康被害防止の観点から、各自治体によって周辺における地下水の飲用実態等の調査を行うことは当然であり、自治体において適切に対応されていることと承知しております。
14. 自主的な調査結果の情報の取り扱いについて明確な基準を設けるべきである。(5件)	土壤汚染が判明し、区域に指定された場合は、公示により明らかとなりますが、それ以外の情報についても、取り扱いにあたっての基本的な考え方を自治体に示す必要があると考えます。
15. 過去に自主的に実施された調査や対策について、法改正に伴い無駄にならないよう取り扱いを明確にしていきたい。(2件)	ご指摘の点については、法制化の過程で明確化されるものと承知しております。なお、ご指摘の調査や対策が無駄にならないよう、経過措置が適切に定められるべきと考えます。

意見の概要	意見に対する考え方
16. 第3の1(1)③にある「調査を行うことを命じる」は、現行法第4条の趣旨とアンバランスであることから、表現を検討すべき。(2件)	自主調査の良さを損なうことのないようにするとともに、行政が効果的に活用できるよう、法制化に当たっては慎重に検討されるとの観点から、第3の1(1)③について「調査が行われる仕組みとする」と修文します。

## (2) 一定規模以上の土地の形質変更について

意見の概要	意見に対する考え方
1. 一定規模以上の土地の形質変更時における調査は、条例などで既に実施されていることから、法による調査を実施する必要はない。(3件)	一定規模以上の土地の形質変更は、大量の土壌の搬出や土地の形質変更に伴う汚染の発生の契機になることから、全国的に土壌汚染調査を行う必要があると考えます。一定規模以上の土地の形質変更であっても、汚染の可能性が低いと考えられる場合は、調査を行う必要はないと考えます。
2. 一定規模以上の土地形質変更時には、過去の履歴の有無に関係なく、例外なく土壌汚染状況調査を実施することとされたい。(1件)	
3. 一定規模以上の土地の形質変更時における土地利用の履歴等調査の内容を明確にすべきである。(41件)	詳細については、法制化の過程で明確化されていくものと承知しておりますが、現時点では有害物質使用特定施設の有無や、特定有害物質の漏洩事故の有無、過去の鉱山施設の有無などを調査することが想定されます。
4. 一定規模以上の土地の形質変更時調査の面積の基準を明確にすべきである。(12件)	法制化の過程で明確化されることとなりますが、現時点では、敷地面積ではなく、第3の1(2)の(注4)にあるように、形質変更を行う面積を考えております。 なお、形質変更の定義については、現行法の第9条が参考になるものと考えます。
5. 誰が土壌汚染状況調査を行うべきと判断するのか。土地所有者等が汚染の可能性が低いことをどう証明するのか。文意がはっきりしない。(3件)	小委員会での議論を踏まえ、第3の1(2)の「ただし、所有者等が過去の有害物質の取扱状況や土地利用の履歴等を調査し、汚染の可能性が極めて低いことを証明した場合には、この調査を免除するべきである。」を削除します。

意見の概要	意見に対する考え方
6. 形質変更時調査においては、形質変更を行う土量について一定体積ごとに確認する方法を取るべきである。(3件)	法制化の過程で明確化されるものと承知しております。
7. 一定規模以上の土地の形質変更時の調査に関して、公共工事の扱いを明確にすべきである。(3件)	法制化の過程で明確化されるものと承知しております。 なお、公共工事であるなしにかかわらず、汚染の拡散のおそれについては、何ら違いはないものと考えます。
8. 一定規模以上の土地の形質変更時の調査における土壌汚染調査の具体的内容を明確にすべきである。(4件)	形質変更時の土壌汚染状況調査の詳細内容については、法制化の過程で明確化されていくものと承知しております。
9. 一定規模以上の土地の形質変更時の調査・報告に関し、実施する主体・手順について明確にすべきである。(2件)	法制化の過程で明確化されるものと承知しております。
10. 一定規模以上の土地の形質変更時における土地利用の履歴等調査の実施は、客観性や公平性の観点から、指定調査機関に限定すべきである。(1件)	法制化の過程で明確化されるものですが、現時点では、履歴等調査については、自治体の実施するものと承知しております。
11. 「大量の」を「汚染の可能性のある」に変更すべきである。(1件)	一定規模以上の土地の形質変更の場合は、一般的に大量の土壌が搬出されるものと考えています。
12. 形質変更の際、地中の汚染土壌を攪拌させず、また帯水層を破壊しない工法を採用し、汚染土壌の搬出がない場合は、調査を免除されたい。(6件)	形質変更の終了後、後日、汚染土壌を搬出する可能性があることから、ご指摘の調査免除は難しいものと考えます。

### (3) 法第3条第1項ただし書に基づき調査が猶予されている土地

意見の概要	意見に対する考え方
1. 法第3条第1項ただし書における形質変更の定義や調査の必要性を判断する基準を明確にすべきである。(7件)	詳細については、法制化の過程で明確化されていくものと承知しております。なお、形質変更の定義については、現行法の第9条が参考になるものと承知しております。
2. 調査の猶予時における情報を公示するとともに、継承すべきである。(2件)	調査猶予時における情報については、適切に継承されるよう対応がなされることが必要と考えます。

## 2 サイトごとの汚染状況に応じた合理的な対策の促進方策について

### (1) 区域の分類化と必要な対策の明確化

意見の概要	意見に対する考え方
1. 区域の分類について、合理的な判断基準を明確にしてほしい。(21件)	区域の分類の判断基準については、法制化の過程で、当該土地における人の立ち入りと地下水飲用の有無に基づき、適切に定められるものと承知しております。
2. 区域を分類する考え方について賛成である。(3件)	また、第3の2(1)①アについて、「現状では、健康被害が生ずるおそれがないため摂取経路を遮断する対策(盛土、舗装、封じ込め等)は不要だが、土地の形質の変更により、汚染の拡散や搬出される汚染土壌の不適正な処理が行われないうちに管理することが必要な区域」と修文します。
3. 対策が不要な場合は、健康被害が生ずるおそれがない場合とすべきである。(1件)	
4. 区域の分類の際には、地下水飲用の判断基準を明確にすべき(上水道給水区域はアの区域とすべきなど)。(4件)	区域の分類の判断基準については、法制化の過程で、当該土地における人の立ち入りと地下水飲用の有無に基づき、適切に定められるものと承知しております。
5. 区分の分類の考え方において、「アであったが、摂取経路を遮断する対策が講じられた区域」を追加すべきである。(1件)	健康リスクの観点からみて対策効果は変わらないことから、ご指摘の指定区域の分類については、必要ないものと考えられます。
6. 区域の分類にあたっては、土地の利用用途を考慮した分類とすべきである。(3件)	区域の分類にあたっては、健康被害が生じるおそれにより判断することが適切と考えます。

意見の概要	意見に対する考え方
7. 指定区域の解除要件及びその情報の取り扱いについて、明確にしてほしい。(4件)	解除要件については、指定の事由がなくなったときと考えます。 なお、解除後の情報については、第3の2(3)に示しているとおりに有効に活用されるべきと考えます。
8. 区域の分類については、周辺住民に対する無用な心配を与えないよう、名称を付す際に配慮が必要である。(1件)	第3の2(1)①に示しているとおりに、「実態をよく理解しやすく」なるような名称になるよう、工夫されるべきと考えます。
9. 必要な対策の基準を明確化すべきである。(16件)	区域の分類に応じた対策内容の基準については、汚染の状況、人の立ち入りや地下水飲用の有無を勘案して、法制化の過程で明確化されるものと承知しております。
10. 区域の分類に応じた対策の明確化は、困難であると考えます。(3件)	
11. 公示される対策に関しては、その後の土地活用等の事業活動や利用用途にも配慮していただきたい。(3件)	対策については、健康被害の防止の観点から合理的な対策を公示することになると考えます。
12. 区域の分類の指定について、人の健康リスクに関わる観点だけで対策の必要性を判断するのではなく、汚染地下水の敷地外や公共用水域への拡散防止の観点についても、検討が必要である。(4件)	土壌汚染対策法は、人による汚染土壌の直接摂取又は土壌汚染に起因する地下水の飲用による健康被害の防止を目的としております。ちなみに、同法施行規則第17条に、「健康被害の生じるおそれ」がある場合の要件が定められており、土壌汚染に起因する地下水基準を超える地下水が公共用水域にゆう出することにより公共用水域で環境基準が確保されない場合も挙げられています。このため、第3の2(1)に(注5)として「土壌汚染対策法施行令第5条及び同法施行規則第17条に基づき判断。」を付けます。
13. 現行法の指定区域の扱いや対策工事が進行中の土地について、現行法との整合を図るべき。(2件)	ご指摘の点については、法制化の過程で明確化されるものと承知しております。 なお、経過措置が適切に定められるべきと考えます。
14. 指定区域の分類には賛成するが、地下水の飲用リスクや経口摂取だけでなく、人や生態系への被害を対象としたリスクアセスメントの導入を検討すべきである。(1件)	ご指摘の点に関しては、今後引き続き、科学的知見の集積を図る必要があると考えます。
15. 指定基準が厳しすぎるのではないかと。(8件)	
16. 対象物質を追加すべきである。(1件)	

## (2) 土壌汚染対策の結果に対する地方公共団体の確認

意見の概要	意見に対する考え方
1. 土壌汚染対策後の自治体の「確認」行為について、方法、内容を明確にしてほしい。(9件)	行政行為は、法令等により明確にされた基準に基づき適切に実施されるべきものと承知しております。
2. 条例の「拡散防止計画書」に相当する対策計画書制度を創設されたい。(1件)	

## (3) 土壌汚染に関する調査結果や対策内容に関する情報の活用

意見の概要	意見に対する考え方
1. 法に基づく調査を実施した記録の的確な保管・継承が必要と思われる。(13件)	土壌汚染に関する情報については、第3の2(3)に示しているとおおり、適切に継承される仕組みが必要であると認識しており、詳細については、法制化の過程で明確化されるものと承知しております。
2. 指定区域が解除された土地についても、情報を引き続き公開すべきである。(3件)	土壌汚染が判明し、指定区域に指定された場合は、自治体において公示により明らかとなりますが、それ以外の情報については、第3の2(3)に示しているとおおり、適切に活用される仕組みが必要であると認識しております。
3. 報告された自主調査結果を基に、市街地における汚染マップの作成などにより公表すべき。(2件)	
4. 過去に買収された工場跡地の多くが、公園緑地や学校、公営住宅などの整備に当てられている実態が懸念されるため、「工場跡地などが公の施設として利用されている事案を把握し、必要な対策を講じる」などの文面を挿入していただきたい。(1件)	ご指摘の趣旨については、第3の1(2)に示しているとおおり、一定規模以上の土地の形質変更の際の調査が行われることとなれば、土地利用の履歴等の調査において把握できるものがあると考えます。

#### (4) 申立てにより土壤汚染があると見なす区域（特例区域の指定）

意見の概要	意見に対する考え方
1. 特例区域の指定に関する判断基準を明確にすべきである。（16件）	特例区域の判断基準については、法制化の過程で明確化されるものと承知しております。 なお、本案では、飲用に適さないことから、飲用利用がないこと及び部外者が物理的に立ち入ることができない構造を要件として記載しています。
2. 特例区域の指定は、自然由来の有無や海面埋立地に限定することなく、健康被害が生じるおそれがない土地については、特例区域の対象とすべきである。（10件）	特例区域の詳細については、法制化の過程で明確化されるものと承知しておりますが、自然由来に限定した制度ではないので、第3の2（4）について「 <u>自然由来成分やその埋め立てられた物質により</u> 」と修正します。
3. 特例区域においても、自然的要因と人為的要因とを区別して取り扱うべきである。（4件）	特例区域については、必ずしも自然由来に汚染されている土地ではなく、人為的に汚染された土地も含むものと考えます。詳細の要件については、法制化の過程で明確化されるものですが、3の（2）③に示しているとおり、人為的な搬出以降の行為については、その他の汚染土壌と同様に扱うべきと考えます。
4. 特例区域を土地所有者等の申請により指定することについて、検討が必要である。（7件）	特例区域の指定の手続きについては、法制化の過程で明確化されるものと承知しておりますが、土地の実態をよく把握している土地所有者等の申請に基づくべきであると考えます。
5. 特例区域制度を是非設けていただきたい。（1件）	本案を踏まえ、政府において検討されることとなります。
6. 特例区域の指定に際しては、当該土地周辺の所有者等の意見を聴取すべきである。（1件）	特例区域の判断基準については、法制化の過程で明確化されるものですが、汚染の拡散などにより周辺に影響を及ぼすような土地は、特例区域に指定されないと考えられます。
7. 特例区域の指定には、汚染地下水の公共用水域への拡散防止は必要ではないか。（3件）	人の健康被害の防止を勘案し、適切に対応されるものと承知しております。

### 3 搬出汚染土壌の適正処理を担保するための制度の充実について

#### (1) 汚染土壌を搬出することの位置付け

意見の概要	意見に対する考え方
1. 汚染土壌を搬出抑制する方針が示されているが、適正に行われる掘削除去については、対策方法の一つとして位置付けるべきである。(21件)	第3の3の(1)及び(2)に示しているとおおり、掘削除去により汚染土壌が拡散されるおそれがあるため、汚染拡散の観点から、掘削除去は問題があると考えますが、やむを得ず場外搬出しなければならない場合もあり得ることから、その理由について3の(2)でも示しています。
2. 汚染土壌の搬出は原則として禁止するべきである。(2件)	本案を踏まえ、政府において検討されることとなります。
3. 汚染土壌の搬出における適切な処理として、「循環型社会構築」の観点からも「再生利用(リサイクル)を促進すべき」点を明確に記載すべきである。(1件)	汚染土壌のリサイクルが適正に行われることについては、処理方法の一つとして有効と考えます。

#### (2) 汚染土壌の適正な処理の義務付け

意見の概要	意見に対する考え方
1. 法定調査の増加や自主調査結果による指定区域の増加が予想されることから、認定施設数を増やすための施策が必要である。その際、セメント施設の扱いについても、明示すべき。(14件)	第3の2(1)で示しているとおおり、汚染土壌の搬出について抑制すべきことを位置付けておりますが、やむを得ず搬出される汚染土壌については適正な処理が必要であると考えます。
2. 汚染土壌浄化施設の認定申請手続き及び認定基準を法制化すること。(5件)	汚染土壌の処理施設については、汚染土壌の適正な処理が担保される施設となる制度にすべきと考えます。
3. 土壌汚染浄化施設の認定について、責任の所在を明確にするため、許可制にすべきである。また、自治体を超えて移動する可能性があることから、国による許可制とすべきである。(1件)	

意見の概要	意見に対する考え方
4. 搬出される汚染土壌が適正に処理されるためには、搬出汚染土管理票に加え、法におかれては、汚染土壌の収集運搬に関する許可の制度等も必要と考える。(1件)	これまでの審議では、業規制を行うより、どういう取り扱いをすべきかの行為規制をまず行うべきとされています。
5. 指定区域外の搬出汚染土壌も、法で定められた方法により処理・管理を義務付けるべき。(7件)	現行法の指定区域を拡大し、現在の指定区域外の汚染土壌についても、法で定められた処理方法等により、適切に処理されることとなります。
6. 搬出から最終的な処分に至るまで、搬出汚染土壌の受入先の自治体も関与すべきである。(1件)	具体的な手続きについては、法制化の過程等において検討されるべき事柄と考えます。
7. 搬出汚染土壌の適正な処理を義務づけに際しては、土壌汚染対策法と自治体の残土条例等との齟齬を修正すべき。(5件)	条例との整理については、各自治体において適切に実施されるものと承知しております。
8. 搬出汚染土壌管理票の運用は透明性をしつつ、使用を義務化すべき。(3件)	管理票の運用に関しては、法制化において透明性が確保されるものと承知しております。

### (3) 汚染土壌が不適正に処理された場合の措置

意見の概要	意見に対する考え方
1. 汚染土壌の不適正処理には、廃掃法に準じた罰則などを設けるべきである。(4件)	ご指摘の点については、法制化の過程で設けられるべきものであると承知しております。 なお、管理票により適切な処理が行われる仕組みの規定や、その違反行為に対する厳格な対応も必要であると考えます。
2. 汚染土壌の確認については、搬出時に法令上で規定する基準に準拠した方法で調査確認を行った場合について、後日、搬出先で汚染が確認された場合でも行政法上の罰則等が適用されない制度とすべきである。(1件)	ご指摘の点については、実際に汚染が確認されていることを踏まえた対応が必要であると考えます。

## 4 その他

### (1) 調査の信頼性を確保するための方策（指定調査機関）

意見の概要	意見に対する考え方
1. 指定調査機関については、調査の信頼性を確保するため、技術的能力の確保、業務の管理体制の整備などがしっかりと図られるべきである。（10件）	調査の信頼性を確保するための取組については、法制化の中で明確化されるものと考えています。
2. 指定調査機関に関して、調査業務の受注実績、技術者数などの情報の公表を義務付けるべき。（2件）	調査の信頼性につながる情報については、各指定調査機関において積極的に公開すべきと考えます。 なお、ご意見も踏まえ、第3の4（1）アに「また、この試験に合格したものについては、合格証を交付するとともに、その旨を公表することとする。」を追加します。
3. 指定調査機関の指定及び更新は、各自治体で行なうべきであり、優良な指定調査機関については、環境省において広域認定する制度設計になることが望ましい。（1件）	指定調査機関の監督という技術的な法制度については、政府において検討されるべき事項と考えます。
4. 指定調査機関として不適格あるいは悪質な業者については指定を取り消すなどの制度も策定されたい。（1件）	現行においても指定の取消制度は、法第19条に規定されています。
5. 指定調査機関の資格制度には既存の資格を活用すべきである。（11件）	現在行われている資格制度については、法制化の過程でその活用を含め検討されるものと考えます。
6. 汚染の除去等の措置を行う者についても登録等の制度を設けるべきである。（4件）	対策の結果については、個別のサイトの状況に応じて自治体が確認することとしております。
7. 指定調査機関が当該機関あるいはその役員等が所有者等である土地について、当該指定調査機関が土壌汚染に関する調査を実施することを禁止すべき。（1件）	指定調査機関は、法第14条第2項において、公正な調査を行う義務が規定されております。

## (2) 土壌汚染のリスクや法の考え方に対する国民の理解とリスクコミュニケーションの促進

意見の概要	意見に対する考え方
1. 健康被害リスクに応じた合理的対策が選択され、過剰な対策とならないよう、国民の土壌汚染に対する理解の普及啓発を強力に推進して頂きたい。(20件)	第3の4(2)に示しているとおおり、土壌汚染のリスクや法の考え方に対する国民の理解の促進は必要であると考えます。
2. リスクコミュニケーションの充実を図るための施策の内容を明確にすべきである。(3件)	具体的な施策については、自治体及び国において検討されるものと考えます。
3. リスクコミュニケーションの円滑な推進のために周辺住民との説明会に参加するなど、自治体の積極的関与並びに人材の育成が必要である。(4件)	自治体の関与については、状況に応じて、自治体が判断するべきものと承知しております。
4. リスクコミュニケーションに関して第三者機関を設けるべき。(5件)	第3の4(2)②に示しているとおおり、リスクコミュニケーションに係る人材を育成し、派遣活用することが必要であると考えます。

## (3) 対策の促進・支援等

意見の概要	意見に対する考え方
1. 土壌汚染の調査・対策技術の充実、低コスト化を促進するとともに、リスク低減措置の評価を的確に実施されたい。(8件)	第3の4(3)①に示しているとおおり、土壌汚染の調査・対策手法の充実、低コスト化が必要と考えており、事業者の取組に期待するとともに、国においても従来より技術評価の実施により技術開発・実用化・普及の促進がなされております。
2. 工期短縮のための簡易分析技術の促進を図られたい。(2件)	第3の4(3)①に示しているとおおり、簡易分析技術も含め、調査・対策手法の充実を図るべきと考えます。
3. 操業中の調査・対策の促進のため、技術的な支援のみならず、経済的支援な支援も行うべきである。(5件)	助成制度を含めた支援策については、国及び自治体において具体的方策が検討されるものと期待しております。
4. 中小企業に対する支援は必要であり、助成制度などを充実させるべきである。(5件)	第3の4(3)④に示しているとおおり、中小企業への支援が図られることを期待しています。

意見の概要	意見に対する考え方
5. 中小企業の土壌汚染対策に関する支援で資金面だけでなく、支援する制度等も相談できる総合相談窓口が必要と思われる。(1件)	中小企業に限られたものではありませんが、(財)日本環境協会にて相談窓口を設置しています。
6. 基金の適用対象の拡大を検討すべきであり、円滑に基金の運用ができるよう努めるべきである。(13件)	第3の4(3)③に示しているとおおり、基金の活用については、検討すべきものであると考えます。
7. 自治体による助成制度は廃止し、国主導で支援すべきである。(2件)	

## ○ その他全般的な意見

意見の概要	意見に対する考え方
1. 自然的原因による超過は、区域の指定の対象外にするなど、人為的原因による汚染土壌と扱いを分けて、法の対象外とすべき。(14件)	第3の3の(2)③に示しているとおおり、人為的な搬出以降の行為については、その他の汚染土壌と同様に扱うべきと考え、法の対象とすることを提言しましたが、誤解を生じないよう、「その他の汚染土壌と同様に <u>法の対象とすべき</u> である。」と修文します。
2. 自然的原因の汚染土壌の取扱いについて明確にすべきである。(22件)	第3の3の(2)③に示しているとおおり、人為的な搬出以降の行為については、その他の汚染土壌と同様に扱うべきと考えます。
3. 自然的原因により基準を超過した土壌であっても、搬出以降の行為については、その他の汚染土壌と同様に扱うべきこととすべき。(1件)	ご指摘のとおり、人為的な搬出以降の行為については、その他の汚染土壌と同様に扱うべきと考えます。
4. 自然的要因の汚染土壌に関する情報を収集・整理し、公表に努めるべき。(6件)	自然的原因による土壌汚染の情報については、これまでも自治体においてその情報を記録して整理することをお願いしているところであり、引き続き情報の収集に努めることが必要と考えます。
5. 鉱山地域は法律の対象外とすべき。(3件)	自然的原因により有害物質が含まれる土壌であっても、指定基準を超過する場合は、人為的な搬出を行うことにより、人に健康被害を与えるおそれがあるため、規制すべきと考えます。
6. 自治体職員の調査・対策手法に関する技術的能力の向上を図るとともに、体制の整備を充実させる必要がある。(8件)	自治体において必要な措置が講じられること、自治体の措置に対して国が支援することを期待しています。

## ○ その他の意見

今回のパブリックコメントの対象外となりますが、意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

- ・ 現行の土壌汚染対策法の運用に関する質問・意見
  - 対象施設に関する内容（9件）
  - 調査・分析方法に関する内容（7件）
  - その他（3件）
- ・ 土地の評価方法に関する内容（5件）
- ・ 残土処分全般に関する内容（2件）
- ・ 他の法令に関する内容（2件）
- ・ 資産除去債務に関する内容（1件）
- ・ パブリックコメントの実施方法に関する内容（1件）
- ・ その他・不明（15件）